

基本目標5 子どもと家庭へのきめ細かな支援

施策の方向1 児童虐待防止対策の充実

番号	事業名	事業内容	平成30年度実績	評価	課題・今後の方向性	担当課	関連課
1	子ども家庭支援センター事業(再掲)	市における子どもと家庭支援の中核機関として、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要に応じて各種情報提供や関係機関と連携を取りながら支援するほか、児童虐待の未然防止・早期発見や適切な保護を図るなど、積極的な取組を行います。 また、子育て支援サークルの育成、サークル相互の交流と情報交換が図れる場の提供など、子どもが育つ環境の整備に努めます。	* 相談延べ件数:8,826件 * 広報、市公式サイト、リーフレット、機関だより、子育て応援ガイドブックや子育てサークルガイド発行による情報提供や広報啓発 * 子育て講座等の実施 * 子育てボランティアの育成支援、おしゃべり場の実施 * 連絡会や学校訪問の実施	◎	関係機関と連携して支援が行えた。また子育て講座や広報啓発活動により、児童虐待の未然防止・早期発見に努めるとともに、仲間づくりや育児不安の軽減を図れた。 引き続き各種事業を展開することにより、育児負担や育児不安の軽減を図り、関係機関との連携強化に努める。また積極的に研修を受講し、職員の専門性を強化していく。	子育て相談課	
2	児童虐待防止への意識啓発	児童虐待を防止するため、子どもと接する機会の多い関係機関に対して市が作成した「児童虐待防止マニュアル」を配布し、市民に対してはリーフレットの配布や、児童虐待防止運動のシンボルマークであるオレンジリボンを周知するなど、児童虐待防止への意識の啓発を図ります。	* 11月の児童虐待防止推進月間に市内公共施設、医療機関、町内会掲示板等に啓発ポスターを掲示した。(一部は通年掲示) * 8月に教育委員会と共催で「児童虐待防止講演会」を開催した。 * 10月発行の機関だより、11月1日号の広報で児童虐待防止推進月間について掲載した。 * 11月の産業界において、児童虐待防止啓発グッズを配布した。 * 子ども家庭部職員が通年でオレンジリボンバッジを着用し	◎	児童虐待問題への意識啓発が図れた。 引き続き啓発事業を継続するが、講演会はテーマ、対象者、講師の選定について検討を行い、興味関心の高い内容で行えるよう努める。 法改正や児童虐待対応に関する動きを包含した児童虐待対応マニュアルの改訂を行う。	子育て相談課	
3	児童虐待防止ネットワーク	児童虐待の早期発見及び防止、また、子どもとその家庭を支援するため、個々のケースについて関係機関と連携して対応するとともに、有識者、保健・福祉・教育関係機関等からなる「羽村市要保護児童対策地域協議会」を定期的に開催し、情報や認識の共有化及び専門性と連携の強化を図ります。	* 要保護児童対策地域協議会代表者会議開催:1回 * 要保護児童対策地域協議会実務者会議開催:3回 * 個別ケース検討会議開催:27回 * 児童虐待防止講演会の開催	◎	会議の開催により、顔の見える関係で連携強化、情報共有が図れた。また講演会の開催により関係機関や地域の対応力強化が図れた。 引き続き会議を開催し、連携強化に努めるとともに、構成機関の発言機会を多く設けて、より効果的な会議としていく。	子育て相談課	
4	乳幼児健康診査(再掲)	乳幼児の発育・発達の確認と疾病や異常の早期発見・早期治療を行うため3～4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査の場を活用し、個別相談及び健康教育を行うとともに、児童虐待の発生予防の観点から、育児不安の大きい親や発達の遅れが心配される子ども等に対し、継続した支援を行っていきます。	* 3～4か月児健診受診者数 324人 * 6～7か月児健診受診者数 337人 * 9～10か月児健診受診者数 332人 * 1歳6か月児健診受診者数 398人 * 3歳児健診受診者数 386人	◎	3～4か月児健診時に発達の遅れが心配される場合など、臨床心理士による相談を実施し、子どもへの関わり方について助言等を行った。(心理相談27件) 気軽に相談を利用していただけるよう、3～4か月児健診時の臨床心理士による集団教育もあわせて行った。 また、健診を通して親の養育困難や子の発達の遅れが心配される方に対し、保健師等による継続した支援を行うことで児童虐待の未然防止に努めていく。	健康課	
5	訪問事業等による養育支援家庭の把握	新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)等を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要に応じて養育支援訪問事業等の適切な支援につなげることにより、児童虐待の発生予防に努めます。	* 新生児訪問指導件数 304件 * こんにちは赤ちゃん訪問件数 20件	◎	赤ちゃんの発育・発達や産婦の心身の状況を確認し、相談に応じたり、必要に応じて養育支援訪問事業へ繋ぐなどの早期発見・早期対応を図ることができた。 引き続き、訪問率の向上と必用に応じた適切な支援の提供に努め、児童虐待の未然防止を図っていく。	子育て相談課	健康課
6	養育支援訪問事業(再掲)	家族等から日中の家事や育児の支援が得られず、また、育児ストレスや心身の疾病、養育力の不足などにより不適切な養育状態にあるため、養育支援が必要と認められる家庭に支援を行う事業です。児童虐待の予防の観点からも専門的知識や経験を有する者が相談や指導を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣し、家事援助等の養育支援を行います。	* 専門的相談支援:44家庭(68ケース)215回 * 育児・家事援助(ヘルパー派遣):1家庭 5回(5時間)	◎	養育支援ヘルパーの派遣や専門的知識や経験を有する職員が行う相談・指導により、児童虐待の未然防止、育児不安の軽減が図れた。 乳児家庭全戸訪問事業や母子保健型利用者支援事業などとの連携により、支援を要する家庭を適切に利用に繋げる。	子育て相談課	
7	子育て相談及び母親同士の仲間づくり	虐待に至る前に、子育てに関する不安の解消に向けた適切な支援を行うため、子ども家庭支援センター、地域子育て支援拠点、保健センターや教育相談室などと連携し、相談事業を実施します。 また、母親学級・両親学級や離乳食教室等を通じて、子育て中の親が孤立せず、情報交換や仲間づくりができるよう支援します。	* 児童館での子育て相談:317件 * 地域子育て支援センターでの相談:200件 * 児童館相談員、地域子育て支援センター相談員、ちよこつと広場担当心理士等との子育て世代包括支援センター会議の開催 * 母子保健担当部署(健康課と母子保健型利用者支援事業担当)との母子カンファレンスの開催(毎月) * 教育相談室との連絡会開催(1回) * 母親学級・両親学級・離乳食教室等において、親同士の交流の場を提供	◎	身近な児童館や地域子育て支援センターで相談ができることにより、育児不安の軽減が図れた。関係機関と定期的な連絡会を開催することにより、情報共有と連携強化が図れた。 引き続き子育て相談や連絡会を継続し、関係機関との連携強化、児童虐待の未然防止に努めていく。	子育て相談課	健康課・教育支援課

基本目標5 子どもと家庭へのきめ細かな支援  
 施策の方向2 ひとり親家庭の自立支援の推進

番号	事業名	事業内容	平成30年度実績	評価	課題・今後の方向性	担当課	関連課
1	ひとり親家庭への情報の提供	ひとり親家庭に関する各種の事業や情報を総合的に提供するため、「ひとり親福祉のしおり」を作成し、配布します。	「ひとり親福祉のしおり」を発行し、新たにひとり親家庭となる市民には必ず配布し、活用を図った。	◎	「ひとり親福祉のしおり」を発行し窓口で配布、また、相談時に活用するなどし、制度の周知に努めたことで、ひとり親家庭の支援が図れた。 今後も制度周知を徹底するため、積極的な「ひとり親福祉のしおり」の活用を図る。	子育て支援課	
2	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	プログラム策定員が個々の対象者の状況・ニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等との連携を密にし、きめ細かで継続的な自立・就労支援を実施します。	「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知を図った。また、児童扶養手当現況届の通知送付時にチラシを同封し、周知を図った。 プログラム策定数 6人(母子家庭の母親6人)	◎	職業安定所との連携をしつつ、きめ細やかな就労支援を行うことでひとり親家庭の自立促進が図れた。 今後も職業安定所との連携を強化し、就労支援を通して母子家庭、父子家庭の自立促進を図る。	子育て支援課	
3	児童扶養手当・児童育成手当の支給	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するとともに、児童福祉の増進を図り、生活の安定と自立を支援するため、手当を支給します。	【児童扶養手当】 第1子:延べ児童数 5,982人、支出額 212,807,040円 第2子:延べ児童数 2,455人、支出額 22,686,460円 第3子以降:延べ児童数 803人、支出額 4,647,470円 【児童育成手当】 育成手当:延べ児童数 11,905人、支出額 160,717,500円	◎	各課と連携し制度の周知に努め、ひとり親家庭の経済的支援を行った。今後もひとり親家庭の支援に努める。	子育て支援課	
4	母子・父子自立支援員活動	ひとり親家庭の抱えている日常生活や就業での問題を把握し、その解決に向けて母子・父子自立支援員による必要な指導・助言及び情報提供を行い、ひとり親家庭の自立に向け、総合的な支援を図ります。	母子・父子自立支援員による生活や離婚、子ども、経済的支援などの総合相談を、適時関係機関と連携しながら実施した。 相談実績 延べ4,387件	◎	ひとり親家庭が抱える悩みごとについて、自立に必要な情報提供や相談指導の充実が図れた。 今後も様々なひとり親家庭のニーズに合わせ、制度の情報提供や相談指導を行っていく。	子育て支援課	
5	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	義務教育終了前の子どものいるひとり親家庭であって、就労、疾病や冠婚葬祭などのため、一時的に子育てが困難となった場合にホームヘルパーを派遣し、育児、食事の世話等、必要な支援を行います。	「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知を図った。ひとり親家庭の相談や子ども家庭支援センターの相談内容により、援護を必要とするひとり親世帯に対し、利用促進を図った。 実績 6世帯(延べ利用回数183回)2,001,700円	◎	ホームヘルパーを派遣することにより、ひとり親家庭の福祉の増進と子どもの健全な生活の安定が図れた。 今後も援護を必要とするひとり親世帯に対し、制度周知の徹底や利用促進に努めるとともに、対象年齢の拡大を検討し、ひとり親家庭の自立支援を図る。	子育て支援課	
6	母子生活支援施設入所事業	配偶者のいない女子、又はこれに準ずる事情にある女子で、子どもの養育が十分にできない場合、母子ともに施設に入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行います。	養育困難やDV被害、居所なしにより援護が必要な世帯に対し、施設入所による措置を行うとともに自立に向けた支援を行った。継続入所者については、自立に向けた支援を継続し、適切な支援及び自立に向けた課題解決のため、関係機関との連携に努めた。 実績 DV被害入所1件、居所なし入所1件 10,355,838円	◎	施設に入所し保護することで、子どもと母親が共に生活ができ、様々な自立のための支援が図れた。継続入所者については関係機関と連携し、自立促進や退所に向け支援を実施した。 今後も関係機関との連携を強化し、入所者に寄り添い、自立促進や退所に向けた生活支援に努める。	子育て支援課	
7	母子福祉資金・父子福祉資金・女性福祉資金の貸付	母子家庭・父子家庭の方や配偶者のいない女性の経済的自立と生活意欲の助長及び児童福祉の増進を図るため、事業開始資金、技能習得資金や生活資金などの必要な資金の貸付を行います。	「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知、母子・父子自立支援員による相談を通じて資金貸付制度の情報提供を積極的に行い、必要な貸付を実施した。 実績 新規貸付件数23件 継続貸付件数16件 21,427,233円	◎	経済的自立と生活意欲の助長を図り、母子家庭や父子家庭、女性の福祉の増進に寄与できた。 今後も貸付制度の利用拡大に努め、母子家庭や父子家庭、女性の経済的自立の促進を図る。	子育て支援課	
8	ひとり親家庭休養ホーム事業	ひとり親家庭の家族が親子でくつろぎ、心身のリフレッシュを図ることを目的としたレクリエーション事業等を実施します。	「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知を図った。羽村市自然休暇村の宿泊費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の福祉の増進と心身のリフレッシュに役立てた。また、平成29年度から新たに市内レクリエーション施設の利用回数券の一部助成制度を実施した。 実績 自然休暇村/利用世帯9世帯23人(大人14人(中学生以上5人含む)・子ども9人)55,700円 レクリエーション施設/利用世帯7世帯 10,000円	◎	ひとり親家庭の福祉の増進と心身のリフレッシュに寄与した。 今後も、利用率拡大に向け周知方法について工夫していくとともに、ひとり親支援のさらなる充実を図る。	子育て支援課	

番号	事業名	事業内容	平成30年度実績	評価	課題・今後の方向性	担当課	関連課
9	ひとり親家庭の就業等を支援する事業	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業として、一定の国家資格の取得等を目的に、養成機関において修業する際の生活支援として給付金を支給する高等職業訓練促進給付金等事業及び、教育訓練に関する講座を受講し、修了した際に受講料の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施します。	「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、市公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知を図った。給付金の支給により、ひとり親家庭の自立促進と就業を支援した。 実績 高等職業訓練促進給付金 6人 58か月支給 5,446,000円 自立支援教育訓練給付金 2人 240,600円	◎	給付金の支給により、ひとり親家庭の自立促進と就業の支援を図った。 今後も制度の周知に努め、ひとり親家庭の安定した就労支援を図る。	子育て支援課	
10	ひとり親家庭等の医療費助成	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するとともに、児童福祉の増進を図り、生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭等を対象に医療費助成を行います。	世帯数 526世帯、対象者数 976人 助成件数 11,176件、 助成額 25,578,119円	◎	各課と連携し制度の周知に努め、ひとり親家庭の経済的支援を行った。今後もひとり親家庭の支援に努める。	子育て支援課	

基本目標5 子どもと家庭へのきめ細かな支援  
 施策の方向3 障害のある子どもへの支援の充実

番号	事業名	事業内容	平成30年度実績	評価	課題・今後の方向性	担当課	関連課
1	健康診査等	発育及び発達障害や疾病などの早期発見・早期治療を図るため、妊婦健康診査、各種乳幼児健康診査、保育園入所児童の健康診断及び小中学校児童・生徒の健康診断を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 妊婦健康診査受診者数 延べ 4,369人</li> <li>* 各種乳幼児健康診査               <ul style="list-style-type: none"> <li>・3～4か月児健診受診者数 324人</li> <li>・6～7か月児健診受診者数 337人</li> <li>・9～10か月児健診受診者数 332人</li> <li>・1歳6か月児健診受診者数 398人</li> <li>・3歳児健診受診者数 386人</li> </ul> </li> <li>* 小中学校児童・生徒の健康診断者数 4,246人</li> <li>* 保育園の入所児童について、年3回程度健康診断を実施。</li> </ul>	◎	妊娠中から乳幼児期・学童期における節目の健診を実施し、発育・発達障害や疾病などの早期発見・早期治療を図った。健診の対象となる方が確実に受けられるよう、受診勧奨に努め実施していく。	健康課	子育て支援課・子育て相談課・学校教育課
2	早期療育に結びつけるための関係機関との連携	各種乳幼児健康診査等で子どもの発育や発達に不安がある保護者に対し、専門医と連携し相談に応じるとともに、必要に応じて専門医療機関や福祉サービスの紹介を行います。また、保護者の不安の軽減を図るため、保健センター、療育機関、障害福祉課、幼稚園、保育園など関係機関と連携し、子どもの発育を促すことができるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 乳幼児経過観察健康診査受診者数 延べ157人</li> <li>* 乳幼児発達健康診査受診者数 延べ 79人</li> <li>* 発達障害児の支援に関する事例検討会(カンファレンス)の開催 年2回(平成30年7月11日、平成30年12月12日) 延べ 53人 講師:東京小児療育病院 松田医師</li> </ul>	◎	健診や訪問等を通して発育・発達に不安のある子どもに対し、経過観察健診や発達健診に繋げ、発育・発達に関する相談に対応した。発達障害児に関する事例検討会を実施し、発達障害児の支援に関し理解を深めた。今後も、引き続き子育て相談課に配置された連携コーディネーターと情報共有を図りながら、適切な支援を行っていく。	健康課	障害福祉課・子育て支援課・子育て相談課
3	各種手当の支給	障害のある子どもへの手当として、要件に応じて、「児童育成手当(障害手当)」、「特別児童扶養手当」、「障害児福祉手当」、「重度心身障害者手当」、「難病患者福祉手当」を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 児童育成手当(障害手当):延べ児童数 673人、支出額 10,431,500円</li> <li>* 市障害手当:延べ児童数996人、支出額 12,516,000円</li> <li>* 特別児童扶養手当:受給者数 80人(手当は東京都で支給)</li> <li>* 障害児福祉手当 :29人 4,084,130円</li> <li>* 難病患者福祉手当 612人 49,252,500円(大人も含むすべての人数、額)</li> <li>* 重度心身障害者手当については、東京都が支給を行っている。</li> </ul>	◎	障害のある子どもを扶養している家庭への支援を行った。引き続き支援の充実を図る。(子育て支援課)引き続き実施する(障害福祉課)	子育て支援課	障害福祉課
4	各種医療費の助成	障害のある子どもの医療費の助成として、要件に応じて、「自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)」、「小児精神障害者入院医療費助成」、「小児慢性疾患医療費助成」、「心身障害者(児)医療費助成」、「難病医療費等助成」を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 育成医療: 助成件数 15件、助成額 140,136円</li> <li>* 自立支援医療費(精神通院医療):1,285人(大人も含むすべての人数、額)</li> <li>* 小児精神障害者入院医療費助成 :1人</li> <li>* 小児慢性疾患医療費助成: 44人</li> <li>* 小児障害者(児)医療費助成: 538人(大人も含むすべての人数)</li> <li>* 難病医療費等助成:631人(大人も含むすべての人数)</li> </ul>	◎	障害のある子どもを扶養している家庭への支援を行った。引き続き支援の充実を図る。(子育て支援課)引き続き実施する。(障害福祉課)	子育て支援課	障害福祉課
5	心身障害児童施設通園費助成	児童福祉施設及び特別支援学校に通園又は通学している心身に障害を有する20歳未満の子ども若しくはその保護者を対象に、通園・通学に要する費用の一部を助成します。	なし	×	東京都の補助事業の見直しに伴い、平成30年度をもって廃止。	子育て支援課	
6	特別支援教育就学奨励費	保護者の経済的負担の軽減を図るため、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等に対し、所得に応じて、学用品費や校外活動などの就学に必要な経費を交付します。	平成30年度の実績は、対象人数は、小学校48人(平成29年度:41人)、特別支援教育就学奨励費支払い金額は3,650,177円(平成29年度:3,360,585円)となり、中学校は14人(平成29年度:11人)、特別支援教育就学奨励費支払い金額は、1,995,173円(平成29年度:1,713,664円)となる。	◎	小学校特別支援学級在籍数74人(平成29年度:66人)、中学校特別支援学級在籍数29人(平成29年度:29人)と特別支援学級在籍人数の増加により支払金額が増加した。現在、就学相談・転学相談の受付件数が増加していることにより、今後も、特別支援学級在籍児童・生徒の増加が予想され、これに伴い特別支援教育就学奨励費支払金額も増加することが考えられる。	教育支援課	

番号	事業名	事業内容	平成30年度実績	評価	課題・今後の方向性	担当課	関連課
7	障害のある子どもの保育(再掲)	障害のある子どもの保育にあたっては、保健センター、医療機関や療育機関等と連携し、集団保育の中で子どもの状況に応じた保育を実施します。	各園からの要請に応じて、関係機関からの助言を求め、適切な保育が実施できた。	◎	各機関の連携をより一層深め、障害のある子どもの状況に応じた保育が実施できるよう支援していく。	子育て支援課	
8	日中一時支援事業「青い鳥」	心身に障害のある子どもに対して、施設への通所による集団生活への適応訓練や、自立に必要な日常生活基本動作の訓練等を行う障害児日中一時支援事業「青い鳥」を実施します。	【幼児部】 * 定員:10人(1日当たり) * 在籍者数:6人 * 年間延べ利用者数:295人 * 開所日数:241日 【就学児童部】 * 定員:20人(1日当たり) * 在籍者数:21人 * 年間延べ利用者数:1,161人 * 開所日数:238日 ※委託料 幼児部・就学児童部合計13,904,898円	○	この事業の実施によって、障害のある幼児の日常生活への適応が図られたとともに、障害のある就学児童の保護者の負担を軽減することができた。幼児部・就学児童部共に、児童発達支援や放課後デイサービス等のサービス事業所の増加もあり、利用者は減少傾向が続いている。専門職の助言を受けながら、子どもの特性に合わせた個別性の高い関わりを行えるという事業の強みを活かし、今後の支援について引き続き検討していく。	障害福祉課	
9	居宅介護等の障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児支援	障害のある子どもが障害福祉サービス等や障害児通所支援等を利用する際に、幅広く自由に選択できるよう、各種サービス提供事業者の支援を推進します。 また、在宅の障害のある子どもを介護している保護者などが疾病などにより介護が困難になった場合に、一時的に保護するショートステイ事業を行います。	* 居宅介護: 利用者4人 延べ利用時間 818時間 * 短期入所: 利用者21人 延べ利用日数 657日 * 児童発達支援: 利用者19人 延べ利用日数 1,275日 * 放課後デイサービス: 利用者67人 延べ利用日数 9,655日 * 日中一時支援: 利用者0人 延べ利用日数0日 * 移動支援: 利用者5人 延べ利用時間324時間 * 保育所等訪問支援: 利用者1人 延べ利用日数28日	○	居宅介護等の障害福祉サービスや通所支援等の実施により、子どもの特性や適性その他の事情をふまえた適切なサービスを提供することができた。利用者数に大きな変動はみられないが、児童発達支援と放課後デイサービスの利用日数は増加している。事業所や関係部署との連携強化に努め、今後も必要な支援を実施していく。	障害福祉課	
10	就学相談・転学相談	子どもの心身の発達に不安や悩みを持つ保護者に対し、就学・転学に関する相談を実施します。	平成30年度、就学相談の件数は、小学校18件、中学校12件となり、転学相談については、小学校15件、中学校1件となる。なお、就学・転学相談による適切な就学先の決定等の審議機関である「羽村市特別支援教育就学支援委員会」を7月から3月までに7回開催した。 就学前の相談機能として、適切な就学支援につなげていけるよう就学前機関等との連携を強化し、就学相談員の専門性を活用しながら相談業務を進め、年度当初に「就学における説明会を開催するなど、就学に対する保護者の不安や戸惑いを解消し、理解促進を図った。	◎	就学相談において臨床心理士による相談を行うことで、発達に課題のある児童・生徒の保護者への不安や戸惑いを解消し、適切な就学支援に向けて理解促進を図ることができた。しかし、発達に課題のある児童・生徒は増加傾向にあり、相談件数も年々増加傾向である。臨床心理士による相談を行っているが、支援を必要とする児童・生徒の保護者理解が困難なケースもあり、相談を途中で終了するケースや「羽村市特別支援教育就学支援委員会」で決定された適切な就学先とは異なる場所へ就学するケースがある。 今後も、さらに相談件数の増加とともに、相談内容の複雑化が予想され、相談員体制の充実等を図る必要がある。	教育支援課	
11	関係機関との連携	市内の小中学校や特別支援学校、幼稚園、保育園、市内関係機関等との情報交換を進めるため、特別支援教育連絡協議会を開催し、特別支援教育に関する共通理解を深めるとともに、特別支援学校に通う子どもたちとの副籍交流事業等を進めていきます。	発達に課題のある児童等を早期から支援につなげていくため、幼児期から学齢期(義務教育)・特別支援学校等までの関係機関で構成する特別支援教育連絡協議会を年3回開催し、関係機関それぞれが行っている具体的な就学相談・支援の取り組みについて情報交換等を行い、適切な就学の支援の制度向上を図ることができた。 また、都立特別支援学校の副籍交流事業として、小・中学部に在籍する小学部13人、中学部3人の児童・生徒が、居住する羽村市立の小・中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流を実施した。	◎	今後も継続的に情報交換や共通理解等の体制を整え、さらに、都立特別支援学校との連携による研修等を活用し、乳幼児期から就学時へのスムーズな引継ぎや、就労を見据えた進路選択ができる継続した支援体制の構築を図る必要がある。	教育支援課	

番号	事業名	事業内容	平成30年度実績	評価	課題・今後の方向性	担当課	関連課
12	特別支援教育	特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の配置等、校内体制の確立と特別支援教育研修会、講演会等を行い、特別支援教育に携わる教員の資質向上に努めます。 また、巡回相談員等による情報収集や相談を通じ、児童・生徒の個々の状況に応じた対応を実施していきます。	羽村市内小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒への、特別な支援を充実させるため、特別支援教育支援員を各小学校へ1名配置している。平成30年度は、学校長の要請により配置できる支援員を2名増員し、中学校については、羽村市立羽村第二中学校へ1名配置した。 また、特別支援教育に携わる教員の専門性や資質の向上のため、研修会・講演会を開催した。 教育相談室の相談員を全小学校に週1回、全中学校においては月1回巡回させ、身近な場所で児童・生徒や教員が相談ができる体制の確保、及び、児童・生徒の個々の状況に応じた支援体制が確保できるよう努めた。	◎	通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒は増加傾向にあり、状況等に応じた特別支援教育支援員の配置により、各小・中学校の対象となる児童・生徒に効率的かつ効果的な指導・支援を提供することができた。 「障害者差別解消法」(平成28年4月)が施行されたことにより、障害を理由とする不当な差別的な取り扱いの禁止や、本人の求めに応じて合理的な配慮を行うことが義務付けられたため、今後も、特別支援教育への多様なニーズに対応していくためにも、現行の人数以上の人的配慮が必要になる。 また、特別な支援が必要な児童・生徒への指導上の配慮など、特別支援教育に携わる教員の専門性や資質の向上が求められているため、教員それぞれの職層やキャリアに合った特別支援教育に関する研修をより充実していくことが重要である。	教育支援課	学校教育課
13	特別支援学級及び特別支援教室(拠点校・巡回校)	心身に障害がある子どもに対し、障害の程度に応じた適切な指導ができるよう教育環境の整備を図ります。 また、発達のアンバランス、又は情緒面などに何らかの課題のある子どもに対し、社会性など苦手なことを克服するための指導や、学習の補充を行う特別支援教室(拠点校・巡回校)の整備、充実に努めます。	平成30年度から「特別支援学級連絡会」を年3回実施し、市内特別支援学級指導教員の教科指導や個別指導計画の作成や活用方法など、特別支援教育に関する専門性の向上を図った。 また、小学校特別支援教室における発達障害のある児童への指導・支援の充実とともに、平成30年4月に「羽村市中学校特別支援教室設置準備委員会」を設置し、中学校における特別支援教室本格実施に向けて、巡回指導体制、環境整備、指導開始・終了の事務手続き、指導方法や内容等について検討を行った。 その検討結果を「羽村市中学校特別支援教室設置準備委員会における報告」として、平成30年12月教育委員会定例会に付議するとともに、平成31年3月末にはそれまでの小学校特別支援教室の運営と合わせる形で羽村市特別支援教室事務処理要領を定めた。 加えて、巡回指導教員などの実務者レベルで構成する「中学校特別支援教室準備連絡会」にて具体的な巡回体制や指導のための検討を重ね、平成31年4月から円滑に移行できるよう具体的に準備を進めた。	◎	小学校における特別支援教室の指導を受ける児童が増加し、在籍学級において支援を受け、適応が図られるようになった。 また、平成31年4月から小学校同様に市内の全ての中学校において特別支援教室が本格的にスタートした。今後、小学校同様に発達障害等のある児童・生徒が個別指導や小集団指導を通して、在籍学級における集団適応能力の伸長が図られるよう、巡回指導体制や環境整備を充実していく必要がある。	教育支援課	
14	はばたきファイル(支援ファイル)	子どもにかかわる必要な情報を記録し、就学前から就労まで関係する機関が連携を密にしながら、一貫した支援をつなげていくことを目的として、はばたきファイル(支援ファイル)を作成し、活用していきます。	乳幼児期からの切れ目のない多様なニーズに応じた支援については、支援を継続的かつ円滑に進めるためのツールである「はばたきファイル」及び、ファイルの一部となる各種シートの活用促進を図るために、発達支援体制を検討するプロジェクトチームにおける連携強化に向けた検討や、ファイルの一部改訂を行い、担当各課でも活用しやすい改善ができるよう調整する等、切れ目のない特別支援教育の充実を図った。	○	就学・転学相談や特別支援教室の入室相談等において「はばたきファイル」を活用し、保護者との情報共有を行い、就学前ではファイルの一部となる「就学支援シート」により、就学先である小学校へ幼稚園・保育園で行ってきた指導・支援の引継ぎを行うなど、引き続き「切れ目のない発達支援体制」の重要なツールとなる「はばたきファイル」について、各課における活用方法・連携方法等を引き続き検討し、充実を図る必要がある。	教育支援課	学校教育課・健康課・障害福祉課・子育て支援課・子育て相談課・児童青少年課